

杉並区立済美教育センター 教育相談 会計年度任用職員(一般) 【スクールソーシャルワーカー】募集案内

令和4年6月16日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員(一般)	スクール ソーシャル ワーカー	月16日/ 1日7時間45分	若干名	済美教育センター

(2) 仕事内容

区内の児童・生徒及びその保護者、教員、関係者からの相談を受け、関係機関との連携や調整を図り、児童・生徒の生活環境の改善に向け支援活動を行います。

(3) 任用期間

任用年月日から令和5年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

① 以下の要件に該当する方

社会福祉士、精神保健福祉士の資格のある者 (資格取得見込みも含まれます)

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。（経験者はその内容を詳細に記載してください）

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	随時受付 (持参の場合は土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0013 杉並区堀ノ内2-5-26 杉並区立済美教育センター 教育相談担当

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「済美教育センター教育相談 会計年度任用職員（一般）【スクールソーシャルワーカー】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格者には、二次選考の案内を電話または書面で通知します。 * 第一次選考不合格者への通知は書面で発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	随時実施 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区立済美教育センター教育相談担当 (杉並区堀ノ内2-5-26) 交通機関：地下鉄丸ノ内線方南町駅下車徒歩7分	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	当該選考実施後、合否を含めて随時連絡します。	

【5】 報酬・手当

月額 215,424円（令和4年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から土曜日（第5土曜日を除く）までの間で、月16日勤務です
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。（休憩時間は別途60分）火曜日、木曜日は午前10時30分～午後7時15分の場合もあります。
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。（任用開始月により減あり）
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 その他

選考試験を辞退する場合は、問合せ先まで必ず連絡してください。
選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

【11】 申込み・問合せ先

杉並区立済美教育センター教育相談担当

〒166-0013

東京都杉並区堀ノ内2-5-26

TEL：03-3311-1921

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>